

東日本大震災に関する要望書

全国市議会議長会は、東日本大震災に関する要望を別記
のとおり議決いたしましたので、政府及び国会におかれま
しては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和7年7月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 丸 子 善 弘
(山形市議会議長)

全国市議会議長会建設運輸委員会
委 員 長 渡 邊 雄 三
(燕市議会議長)

目 次

【第 101 回定期総会 決議】

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議……………	1
---------------------------	---

【第 101 回定期総会 東北部会提出 議決事項】

東日本大震災からの復旧・復興について……………	7
-------------------------	---

原子力発電所事故災害への対応について……………	11
-------------------------	----

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災の発生から 14 年が経過した。被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、被災者の心のケアや被災企業への支援、農林水産業の再生等に加え、令和 5 年 8 月から ALPS 処理水の海洋放出が開始されており、風評被害への対応等、解決すべき課題が山積している。

また、物価高騰等が市民生活や事業活動に大きな影響を及ぼし、被災者一人ひとりが直面している課題は様々であることから、被災地それぞれの状況に応じた柔軟な対応が必要となっている。

よって、国においては、人口減少や産業空洞化等の中長期的な課題を抱える被災地全体が持続可能で活力ある地域社会を創造できるよう、下記事項について特段の措置を講じることを強く要望する。

記

1 東日本大震災からの早期復旧・復興について

(1) 「第 2 期復興・創生期間」における財政支援

- ① 震災復興特別交付税等地方財政措置について、被災地の実情に応じ、継続的な措置を講じること。
- ② 地盤沈下に伴う雨水排水対策として雨水排水ポンプ場を増設したが、雨水排水施設の維持管理費用について特別な財政措置を講じること。

(2) 被災者の生活再建支援等

- ① 被災者の生活再建や心のケア・見守り等に向けて、第 2 期復興・創生期間が終了したのちも、必要な財政措置を講じること。
- ② 災害援護資金の償還について、自治体の国に対する償還期限を延長するとともに、債権回収に向けた自治体個々の取組に係る経費について助成措置を講じること。
- ③ 生活保護、介護、保健・医療について、被災地の実情に応じた支援措置の充実強化を図ること。

- ④ 災害拠点病院における災害救急医療の増加経費や必要な医師の確保、患者の転院搬送等に要する経費等の負担に対し、支援措置を講じること。

(3) 地域産業の復旧・復興への支援

- ① 水産業及び関連産業、地元企業や商店街の本格的な復興など地域産業の復旧・復興に対する支援措置の充実強化等を図ること。
- ② 交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、魅力あふれる地域を創造するため、新産業の集積や教育・研究機関の誘致について、特段の措置を講じること。

(4) 伝承活動への支援

震災の記憶と教訓を後世に伝承していくため、人材育成、研修、情報交換など伝承活動の環境整備に取り組むこと。

2 原子力発電所事故災害への対応について

(1) 復旧・復興の加速に向けた予算の確保等

- ① 原子力災害からの創造的復興を成し遂げるため、今後も国が前面に立って、風評払拭や健康管理、心のケアなどに取り組むこと。
- ② 汚染状況重点調査地域の指定解除後においても、健康影響等が懸念される箇所が新たに判明した場合には、不安解消や環境回復措置について永続的な支援策を講じるとともに、将来的に国の責任において実施すること。
- ③ 第2期復興・創生期間が令和7年度までとなっているが、復興・風評払拭の取組は、風化させることなく継続していくことが重要であることから、「第2期復興・創生期間」以降においても、福島県全域を対象とした復興・再生に係る支援措置の継続と震災復興特別交付税を含め、十分な財源の確保を図ること。
- ④ 福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動に係る税の優遇措置（風評税制）を活用し、風評の払拭と産業経済の活性化を図る必要があることから、本制度を令和8年度以降も継続すること。

(2) 除染の推進及び除染土壌等の適切な運用管理等

- ① 山林の除染手法に関する調査研究を強化し、効率的で効果的な除染手法を早期に確立すること。
- ② 現場保管における搬出困難事案の解消について、制度設計と財源の確保を行うとともに、将来的に、搬出困難事案の対応は国の責任において最後まで実施すること。
- ③ リアルタイム線量測定システムの配置の適正化にあたっては、関係自治体や地域住民の意向を十分に踏まえ、配置基準や諸手続きを示すこと。
- ④ 仮置場等の土地返還後、農地の機能回復が十分に図られない場合の補完費用の財政措置に柔軟に対応するとともに、農作物等の減収等が生じた場合の財政措置を講じること。
- ⑤ 除去土壌等の福島県外最終処分に向けた計画を提示すること。
- ⑥ 放射性物質による汚染への対応について安全基準や具体的対策を示すとともに、除染費用や放射性物質の濃度測定等に要する経費の全額を国において負担すること。
- ⑦ 農林業系汚染廃棄物について、処理加速化事業を継続するとともに、適切な処理の促進と最終処分までの適切な保管のため、技術的・財政的支援を継続すること。

(3) ALPS処理水の海洋放出に係る適切な対応

- ① ALPS処理水の海洋放出が開始され、中国等においては日本産食品の輸入が規制されるなど、今後更なる風評が懸念されていることから、万全の措置を講じるよう、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）に対し強く指導すること。
- ② ALPS処理水の海洋放出に関する科学的安全性を担保するため、海水や魚類等のトリチウム濃度について、海洋放出完了まで詳細な海域モニタリングを実施し、正確に情報を発信するよう東京電力に求めるとともに、同社に対し強く指導すること。
- ③ トリチウムの分離技術については、公募により国内外から提案のあった技術の実用化の可能性を前向きに評価し、東京電力として当該技術の実用化に向けて全力を尽くすとともに、同社に対して強く指導すること。

- ④ 汚染水の発生を抑制し、将来的には防止するように、国内外の様々な知見を参考にしながら抜本的な対策を講じるよう東京電力に対し求めるとともに、指導すること。
- ⑤ A L P S 処理水の処分が完了する最後まで全責任を持って万全の対策を講じるとともに、一日でも早く福島第一原子力発電所の廃止が完了するように、廃炉作業の着実な進捗に全力で取り組むよう、東京電力に対し指導すること。
- ⑥ A L P S 処理水の海洋放出による影響を受ける全ての事業者の生業が継続できるように、万全の支援策を講じるよう、東京電力に対し指導すること。

(4) 健康管理体制の充実

- ① 福島県県民健康調査における甲状腺検査結果について、より詳細な推定甲状腺被ばく線量を用いた検討をするなど引き続き適切に評価するよう努めること。
- ② 健康異常が早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用の全額国庫負担を継続すること。

(5) 産業の復興と再生

- ① 原子力災害に伴う風評を払しょくするための取組を強化するとともに、風評による損害に対する完全な賠償を早急に行うよう、東京電力に対し強く指導すること。
- ② 原子力災害に伴う風評は、A L P S 処理水の海洋放出の影響も加わり、観光産業に深刻な影響を及ぼしているため、観光地のハード整備、各種観光施策や風評被害対策として実施するブルーツーリズム推進支援事業等について財政措置を講じること。
- ③ A L P S 処理水の海洋放出に伴う新たな風評の発生は、企業誘致活動や地域経済への影響が少なくないため、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金と同等の補助制度を創設するとともに、工業団地やインフラの整備など企業誘致に係る助成制度の充実を図ること。
- ④ 安全な農産物を提供するため、効果的な放射性物質吸収抑制技術を確立するとともに、吸収抑制対策に係る支援の継続と拡充を図ること。

(6) 原子力損害賠償の適切な実施及び迅速化

- ① 被災者が独自に行った除染費用や個人・法人及び自治体が被ったすべての損害に対し、適切で迅速な賠償を行うよう、東京電力に対し強く指導すること。
- ② 原子力災害に伴う市税等の減収分及び住民の各種検査や風評被害対策に要する費用などについては、原発事故との因果関係が明らかであることから、迅速かつ確実に賠償を行うよう、東京電力に働きかけること。
- ③ ALPS処理水の海洋放出により損害が生じた場合には、円滑に賠償するスキームを構築し、速やかな賠償を実施すること。

(7) 被災者支援

- ① 避難指示区域等における国民健康保険の被保険者について、長期に及ぶ減免措置に伴う納税・納付や滞納整理に係る経費への財政支援を継続するとともに、高齢者をはじめ被災住民のヘルスケアに係る支援制度の創設及び財政支援を実施すること。
- ② 避難住民の一時帰宅等の経済負担を軽減するため、高速道路の無料措置を継続するとともに、その適用範囲を拡大すること。

(8) 捕獲した有害鳥獣の処理

増加する有害鳥獣の処理が適切に実施できるよう、広域的な規模での処理体制に係る財政措置を講じること。

以上決議する。

令和7年5月20日

全国市議会議長会

東日本大震災からの復旧・復興について

東日本大震災の被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力し、復興財源を活用したハード事業は完結したものの、被災者の心のケアや被災企業への支援、農林水産業の再生等に加え、令和 5 年 8 月から A L P S 処理水の海洋放出が開始されており、風評被害への対応等、解決すべき課題が山積しております。

国においては、「第 2 期復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針に基づき、種々の支援策が実施されておりますが、被災自治体では、原油価格・物価高騰が市民生活や事業活動に大きな影響を及ぼしているほか、被災者一人ひとりが直面している課題は様々であり、取り巻く社会情勢も大きく変化してきていることから、被災地それぞれの状況に応じた柔軟な対応を講じることが重要であります。

よって、人口減少や産業空洞化等の中長期的な課題を抱える被災地全体が持続可能で活力ある地域社会を創造できるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

記

1 「第 2 期復興・創生期間」における実態に即した財政支援等

「第 2 期復興・創生期間」における震災復興特別交付税等地方財政措置について、被災地の実情に応じ、継続的な措置を講じること。

2 被災者の生活再建支援等

(1) 被災者の生活再建に向けて、被災者の就業先確保に必要な措置を講じるほか、長期的継続雇用となる事業の創設等、抜本的な雇用対策を講じること。

- (2) 災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず約定による償還が困難な者が存在している状況である。

よって、災害援護資金の償還について、自治体の国に対する償還期限を延長すること。

また、債権回収に向けた自治体個々の取組に係る経費について助成措置を講じること。

- (3) 被災者支援総合交付金で実施している心のケア・見守り等の事業について、被災者の健康保持・孤立防止のため、生活環境の変化等による体調悪化予防や心のケアを中長期的に継続して推進してきたところである。地域では複合的な課題を抱えている対象者も多く、ケース一人一人を整理の上、対象者個々の状態や状況に応じた必要な支援として、既存事業への移行及び移行先の無い対象者への支援方法について検討を進め、被災者に寄り添った支援への段階的な移行を図る必要があるものの、心の復興には長期的な対応が必要不可欠であることから、交付期間終了後も必要な財政措置を講ずること。

3 地域産業の復旧・復興に対する支援

- (1) 被災地における水産業及び関連産業の復興のため、被災地の漁業者や水産加工業者のニーズに柔軟に対応した支援が可能となるよう、被災自治体の実情に応じた財政支援を講じること。
- (2) 地元企業や商店街の本格的な復興に向けて、事業継続等に資する金融・税制措置、失われた販路の開拓策などの支援を引き続き講じること。

- (3) 被災地の自立に向けて、先進技術の導入や地域資源の活用等により産業・生業や教育・研究を振興し、交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、魅力あふれる地域を創造するため、被災地への新産業の集積や教育・研究機関の誘致について、特段の措置を講じること。

4 被災者に対する社会保障等

- (1) 被災自治体において、増大した生活保護世帯の状況を考慮し、恒久的に生活保護経費の全額を国庫負担とする等、財政措置を講じること。
- (2) 介護保険財政の健全な運営のため、将来にわたって地方自治体の財政負担が過重とならないよう、介護給付費負担金について、国の負担割合を 30%に増やし確実に配分するとともに、制度改革に伴い必要となる経費について十分な助成措置を講じること。
- (3) 介護保険制度について、財政支援が必要な保険者に対しては、それぞれの実態を踏まえ、第一号被保険者の保険料負担が過大とならないよう、財政調整交付金について国庫負担分とは別枠での財政措置を行うなど、適切かつ十分な財政措置を講じること。
- (4) 介護分野において質の高い人材を安定的に確保できるよう、適正な介護報酬水準の確保を含め、介護従事者の処遇改善や労働環境整備に向けた更なる措置を講じること。
- (5) 介護保険の給付費の増加等による保険料の上昇を踏まえ、低所得者に対する保険料や利用料の軽減策については、国の責任において適切な財政措置を講じること。
- (6) 災害で受けたショックや心の健康等に対応できるよう、精神科医、保健師、看護師、臨床心理士等専門職の確保について、人件費の支援等、必要な支援措置を講じること。

5 医療機関に対する支援等

- (1) 災害拠点病院における災害救急医療の増加経費や必要な医師の確保、患者の転院搬送等に要する経費等の負担に対し、支援措置を講じること。
- (2) 被災自治体による今後の災害対応を見据えた災害拠点病院整備に対し、被災自治体に負担を求めない国庫助成制度を創設すること。
- (3) 震災後の地域医療復興対策として、地域医療再生基金については、被災地の医療実情に応じた対応が可能となるよう使途の弾力化、基金の増額措置等制度の拡充を講じること。

6 今後の防災対策等

地盤沈下に伴う雨水排水対策として雨水排水ポンプ場を増設したが、今後は施設の維持管理に多額の費用が見込まれる。これは被災自治体の特殊な課題であるため、雨水排水施設の維持管理経費について特別な財政措置を講じること。

また、震災の記憶と教訓を後世に伝承していくために、伝承活動を行っている団体等の人材育成、研修、情報交換を行うなど、後世に語り継いでいくための環境整備を検討し取り組むこと。

原子力発電所事故災害への対応について

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から 14 年余が経過しましたが、今なお、多くの住民が避難生活や放射能に不安を感じる生活を余儀なくされています。

被災自治体においては、一日も早い安全・安心の回復と住民生活の安定を図るために復旧・復興の取組を鋭意進めてきておりますが、被災者の生活再建、住民の健康管理、風評対策に加え、ALPS 処理水の放出に係る対応など、依然として乗り越えなければならない課題は山積しております。東日本大震災及び原子力災害は、世界で初めての事例となる災害であるという考えに立ち、被災地の要望により耳を傾け、迅速かつ柔軟な対策を講じることが必要であります。

つきましては、被災地が真の復興を成し遂げられるよう、また、地方の創意工夫が反映された地方創生が可能となるよう、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

記

1 復旧・復興の加速に向けた予算の確保等について

- (1) 原子力災害からの創造的復興を成し遂げるため、今後も国が前面に立って、風評払拭や健康管理、心のケアなどに取り組むこと。
- (2) 実施計画に基づく除染が完了し、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく「汚染状況重点調査地域」の指定解除後においても、人への健康影響等が懸念されると思われる箇所が新たに判明した場合には、リスクコミュニケーションによる不安解消や線量低減化をはじめとした環境回復措置について、永続的な支援策を講じるとともに、将来的に国の責任において実施すること。

- (3) 第2期復興・創生期間が令和7年度までとなっているが、復興・風評払拭の取組は、風化させることなく継続していくことが重要である。このため、「第2期復興・創生期間」以降においても、福島県全域を対象とした復興・再生に係る支援措置の継続と震災復興特別交付税を含め、十分な財源の確保を図ること。
- (4) 福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動に係る税の優遇措置（風評税制）を活用し、風評の払拭と産業経済の活性化を図る必要がある。本制度の優遇措置期限が令和7年度末までとなっているため、令和8年度以降も継続すること。

2 除染の推進及び除染土壌等の適切な運用管理等について

- (1) 山林の除染手法に関する調査研究を強化し、除染により発生する廃棄物の減容化技術も含め効率的で効果的な除染手法を早期に確立すること。
- (2) 現場保管における搬出困難事案の解消について、制度設計と財源の確保を行うこと。

また、将来的に、搬出困難事案の対応について国の責任において最後まで実施すること。

- (3) リアルタイム線量測定システムの配置の適正化にあたっては、関係自治体や地域住民の意向を十分に踏まえ、理解を得ながら、配置基準や諸手続きを示すこと。
- (4) 仮置場等の土地返還後、農地の機能回復が十分に図られない場合の補完費用の財政措置について柔軟に対応すること。
また、従前と比較して農作物等の減収等が生じた場合における損失について財政措置を講じること。
- (5) 除去土壌等の県外最終処分に向けた計画を提示すること。

- (6) 東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による汚染への対応について、安全基準や具体的対策を示し、積極的に除染を行うとともに、除染に要する費用、空間放射線量率測定や水道水等に含まれる放射性物質の濃度測定等を行うための測定器の購入費や測定に係る人件費等、既に自治体が対応した分も含め、その全額を国において負担すること。
- (7) 農林業系汚染廃棄物の処理加速化事業をその処理が終了するまで継続するとともに、適切な処理の促進と最終処分までの適切な保管を継続するため、現場の実態に応じて技術的・財政的支援を継続すること。

3 東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出に係る適切な対応について

- (1) 令和5年8月から東京電力福島第一原子力発電所に貯蔵されているALPS処理水の海洋放出が開始されており、これに伴い中国等の一部の国や地域においては日本産食品の輸入が規制されるなど、今後更なる風評が懸念されていることから、福島の経済復興が後戻りしないための万全の措置を講じるよう東京電力ホールディングス株式会社に求めるとともに、同社に対し強く指導すること。
- (2) ALPS処理水の海洋放出は、現在も、漁業者はじめ市民が不安と懸念を有する中、国及び東京電力の責任のもと実施されていることを踏まえ、1回1回緊張感を持って安全かつ着実に実施すること。

また、科学的安全性を担保するため、海水や魚類等のトリチウム濃度について、海洋放出完了まで詳細な海域モニタリングを実施するとともに、正確な情報発信を実施するよう東京電力ホールディングス株式会社に求めるとともに、同社に対し強く指導すること。

- (3) 令和5年8月のALPS処理水海洋放出開始直後から実施されてきた、中国による日本産水産物の輸入禁止措置について、令和6年9月、国際原子力機関（IAEA）が実施しているモニタリングにおいて中国が参画する形での拡充方針が示され、段階的ではあるものの、中国による水産物の輸入再開が日中政府間で合意に至った。

しかしながら、中国による輸入禁止措置が完全に解除されたわけではなく、中国以外にもロシア等が輸入規制を継続している。また、基準値以下であっても、ALPS処理水にトリチウム以外の核種が含まれていることもあって、問題視する声もある。

このことから、住民をはじめ国内外への分かりやすい説明と正確な情報発信を行い、更なる理解醸成に全力で取り組むよう東京電力ホールディングス株式会社に求めるとともに、同社に対し強く指導すること。

- (4) ALPS処理水海洋放出について、正確な情報発信により風評を発生させないことが肝要であるが、それでも発生するおそれのある風評被害に対して万全の対策を講じ、その内容について利害関係者の理解と合意を得るよう東京電力ホールディングス株式会社に求めるとともに、同社に対し強く指導すること。

- (5) トリチウムの分離技術については、公募により国内外から提案のあった技術の実用化の可能性を前向きに評価し、東京電力として実用化に向けて全力を尽くすとともに、同社に対し強く指導すること。

- (6) 様々な汚染水対策により、汚染水の発生量については、計画を超えるスピードで減少しているものの、更なる抑制が必要であり、根本的な原因である汚染水の発生を将来的には防止するよう、国内外の様々な知見を参考にしながら抜本的な対策を講じるよう東京電力ホールディングス株式会社に求めるとともに、同社に対し強く指導すること。

- (7) A L P S 処理水の海洋放出は、福島第一原子力発電所の廃炉を着実に進め、福島の復興を実現することが目的とされている。A L P S 処理水の処分が完了する最後まで全責任を持って万全の対策を講じるとともに、一日でも早く福島第一原子力発電所の廃止が完了するよう、廃炉作業の着実な進捗に全力で取り組むよう東京電力ホールディングス株式会社に求めるとともに、同社に対し指導すること。
- (8) 漁業者・水産事業者はもとより、A L P S 処理水の海洋放出による影響を受ける全ての事業者の生業が継続できるよう、万全の支援策を講じるよう東京電力ホールディングス株式会社に求めるとともに、同社に対し指導すること。

4 健康管理体制の充実について

- (1) 福島県県民健康調査における甲状腺検査では、先行検査から検査4回目までの結果に対する見解において、「甲状腺がんと放射線被ばくの間に関連は認められない。」、「全体的に被ばく線量が低く、今後も一貫した関連は見られない可能性は高いが、特に、甲状腺等価線量が相対的に高く、かつ放射線に感受性の高い、原発事故当時乳幼児であった世代を今後しっかりとフォローしていくためにも、引き続き、見守りが必要である。」と評価されているが、より詳細な推定甲状腺被ばく線量を用いた検討をするなど、引き続き適切に評価するよう努めること。
- (2) ホールボディカウンタによる内部被ばく検査、個人線量計、甲状腺のエコー検査、血液検査等、健康異常が早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用の全額国庫負担を継続すること。

5 産業の復興と再生について

- (1) 原子力災害に伴う風評は、観光業、商工業、サービス業や中小企業、商店街、さらには農畜産物等の生産者や加工業者、農業者等に深刻な損害を及ぼしている。については、国内外への正確な情報提供や販路拡大など、風評を払しょくするための取組みを強化するとともに、風評による損害に対する完全な賠償を早急に行うよう、東京電力ホールディングス株式会社に対し強く指導すること。
- (2) 原子力災害に伴う風評は、ALPS処理水の海洋放出の影響も加わり、入込客数の落ち込みなど観光産業に深刻な影響を及ぼしており、誘客に係る各種施策の推進が重要となっている。については、観光地のハード整備経費、各種観光施策や風評被害対策として実施するブルーツーリズム推進支援事業等に要する費用について財政措置を講じること。
- (3) 原子力災害及びその風評により、被災地の地域経済は、依然として厳しい状況が続いている中、令和5年8月には、福島第一原子力発電所で保管されている放射性物質を含む処理水の海洋放出が開始されたことから、新たな風評の発生による企業の進出意欲の低下が懸念され、企業誘致活動や地域経済への影響は少なくない。

原子力災害からの復興へ向けては、安定した雇用の確保や企業の受け皿としての工業団地の整備など、将来を見据えた対応が急務であることから、地域経済の活性化を図り、原子力災害からの復興を強力に推進するため、「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」と同等の補助制度を新規に創設するとともに、工業団地の整備及び産業集積拠点を結ぶインフラ整備の費用を助成対象にするなど、企業誘致に係る助成制度に係る財政措置を講じること。

- (4) 安全な農産物を提供するため、効果的な放射性物質吸収抑制技術を確立するとともに、吸収抑制対策に係る支援の継続と補助対象資材の拡充を図ること。

6 原子力損害賠償の適切な実施及び迅速化について

- (1) 被災者が独自に行った除染費用や個人・法人及び自治体が被ったすべての損害に対し、東京電力ホールディングス株式会社が適切で迅速な賠償を行うよう、同社に対し強く指導すること。
- (2) 原子力災害に伴う市税等の減収分、各市が住民の安全・安心を守るために行っている様々な検査等に要する費用、地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用及びこれらの事業の実施に係る職員の人件費については、原発事故との因果関係が明らかであることから、賠償請求手続の簡素化に取り組むとともに、迅速かつ確実に賠償を行うよう東京電力ホールディングス株式会社に働きかけること。
- (3) ALPS 処理水の海洋放出により損害が生じてしまった場合には、損害を立証する際の被害者側の負担の軽減など、利害関係者の理解と合意を得ながら、円滑に賠償するスキームを構築し、速やかな賠償を実施するよう東京電力ホールディングス株式会社に働きかけること。

7 被災者支援について

- (1) 避難指示区域等における国民健康保険の被保険者等の一部負担金及び保険料（税）等の免除措置に係る財政支援が見直され、令和5年度以降における保険料の免除措置に係る激変緩和措置と一部負担金等の免除終了時期が提示された。このことから、当該被保険者への長期に及ぶ減免措置に伴う納税・納付や滞納整理

に係る経費への財政支援を継続すること。

また、一部負担金免除措置の財政支援の見直しによる医療費等への負担増により、受診控えが生じ市民の健康維持確保が損なわれることが懸念されるため、高齢者をはじめとした被災住民のヘルスケアに係る支援制度の創設及び財政支援を実施すること。

- (2) 現在も多く住民が福島県内外に避難をしている状況にあることから、一時帰宅等の経済負担を軽減するため、高速道路の無料措置については適切に令和7年度以降も継続して実施するよう、また、その適用範囲を拡大すること。

8 捕獲した有害鳥獣の処理について

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、捕獲圧が低下したイノシシ等の有害鳥獣が増加する中、狩猟者及び狩猟者団体の協力により捕獲事業を実施し、埋め立てにより死骸を処理しているが、捕獲数の増加に伴い、埋め立て処分を行う場所が不足している。ついては、今後更に捕獲数が増加する有害鳥獣の処理が適切に実施できるよう、広域的な規模での処理体制に係る財政措置を講じること。

